

75回目の憲法記念日に寄せる会長談話

- 1 日本国憲法は、2022年（令和4年）5月3日、75回目の憲法記念日を迎えます。

今年は、ロシアのウクライナ侵略という深刻な事態の中で、この日を迎えることとなってしまいました。

当会は、この3月3日、このことに関する会長談話を発表し、ロシアの行動を非難し、侵略行為の即時停止、軍の撤退を求めるとともに、日本国憲法の前文を指摘しながら、日本国憲法が宣言する平和の価値を今後も強く訴えていく決意を表明しました。

憲法記念日を迎えるにあたり、私たちは、この決意を、改めて確認したいと思います。

- 2 思うに、人類の歴史は、何度も戦争を繰り返しながらも、その結果である多くの犠牲の上に大切な教訓を学び、平和を希求してきました。

かつては、戦争も、国家の採りうる一つの政策として容認され、現に実行されることが繰り返されました。しかし、その後、不戦条約（1929年）に代表されるように、国際社会において、戦争は「違法」と認識されるようになり、さらに第二次世界大戦の甚大な被害を受けて、国連憲章（1945年）においては、国家による武力の行使と武力による威嚇を明確に禁止し、原則として国際紛争を平和的に解決することを定めるに至りました。

国際社会は、並行して、一般市民が戦争による被害を被らないように、また残虐な兵器による被害をなくすように、様々な条約を成立させて、国際法として確立させてきました。

今回のロシアによるウクライナ侵略は、このような人類が長年にわたって獲得してきた教訓や、積み上げられてきた国際法の秩序を、真っ向から踏みこじるものであって、歴史の流れに逆行するものとしても非難されるべきことです。

- 3 そして、このような人類の歴史において、日本国憲法の定める平和主義は、極めて画期的な位置を占めています。

すなわち、日本国憲法は、前文において、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こらないようにすることを決意し」「恒久の平和を念願し」「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と宣言し、これを受けて9条において、第1項で「戦争の放棄」を定め、更に第2項で、「陸空海軍その他の戦力」の不保持と「交戦権」の否認を

定めているのです。

この規定は、日本における第二次世界大戦の悲惨な経験（戦死者約320万人、被災者約1000万人。広島・長崎への原爆投下等）を前提にして、軍国主義による侵略戦争を深く反省し、一切の武力を保持しない徹底した平和主義を採っています。まさに、平和を希求してきた人類がこれまでに獲得した教訓を確認するとともに、更にその先を展望して、真の恒久平和を獲得するための指針を定めていると言ってもよいものです。

今回のロシアによるウクライナ侵略を目の当たりにした私たちは、ロシアに対する激しい怒りを持つとともに、軍事行動のような武力行使や武力の威嚇が、紛争解決において到底許されるものではないことを実感しました。さらに、このような暴挙を許さないという、国際社会の強い決意も、多くの共感を広げています。

私たちは、このような事態の中であるからこそ、日本国憲法の平和に関する規定の意義を、改めて強く訴えたいと思います。

- 4 当会は、毎年、この時期に会長談話を発表し、1947年（昭和22年）5月3日の施行後一度の改正も経ることのなかった日本国憲法の意義を考える必要性を訴えてきました。

今回は、前述した通り、日本国憲法における恒久平和主義という基本原理について、改めて考える機会となりましたが、それ以外の基本原理である国民主権、基本的人権の尊重についても、改めてその意義を確認し、これらを将来にわたって維持発展させていく必要があることを訴えます。

- 5 今回のロシアによるウクライナ侵略の事態を受けて、日本国憲法の規定について、憲法改正をすべきだという声が出てくるかもしれません。また、未だ終息の見込みのない新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、これを理由として、憲法改正を主張する意見も見られます。

しかし、日本国憲法が定めている基本原理は、人類の長年の教訓の賜であり、だからこそ人類普遍の原理なのです。現在、様々な問題が生ずる事態において、その価値は、一層重要性を増してきているとも言えるものです。

今私たちに求められていることは、急いで憲法を改正することではなく、日本国憲法の理念や本質を深く知り、ともに考え、議論し、真の民主主義が確立され恒久平和が実現される社会を、着実に目指していくことであり、そのための行動を進めることです。

憲法97条は、基本的人権について、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」と定めています。このことは、平和に関しても同様であると

えます。そして、これらの日本国憲法の基本原理が「国民の不断の努力」（憲法12条）によって支えられていることを指摘したいと思います。

当会は、この「国民の不断の努力」の一翼を担い、基本的人権の擁護と社会正義の実現のために、そして恒久平和の社会の実現のために全力を尽くす決意です。

2022（令和4年）年4月9日

長野県弁護士会

会 長 中 村 威 彦